

資料 3

平成 27 年 1 月 30 日

新潟県ハイヤー・タクシー協会  
土屋 蔵三 会長 殿

新潟市中央区神道寺南一丁目 2 番 18 号  
日の出交通株式会社  
代表取締役社長 都 築 雅 夫



協会運営方法について

協会運営方法について一言申し上げます。  
最近の国土交通省におけるパブリックコメント(意見募集)が協会会員各社に周知されて  
いません。これでは会員に対する責務を果たしていません。  
よって、下記の 2 件の案件が何故、会員各社に周知されなかったのか文書にて回答して  
いただきたくお願い致します。

尚、ご回答いただけない場合、協会費の支払は一時保留とさせていただきます。

記

1. 事件番号 155140938  
公示日 平成 26 年 12 月 22 日  
締切日 平成 27 年 1 月 20 日
2. 事件番号 155140940  
公示日 平成 26 年 12 月 26 日  
締切日 平成 27 年 1 月 25 日

以 上

平成 27 年 2 月 9 日

日の出交通株式会社

代表取締役社長 都築 雅夫 殿

新潟県ハイヤー・タクシー協会

土屋 歳三



協会運営方法について(回答)

平成 27 年 1 月 30 日付文書による貴殿からのお尋ねに対し、以下のように回答いたします。

タクシー業界に関するパブリックコメント募集の情報については、当協会ではほぼその全てを一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会（以下、全タク連と呼ぶ）からのメール配信にて知ることとなります。

この全タク連から送られてくるパブコメ募集の情報は、その内容に関わらず全て正副会長、3 部会の委員長、各地区協会事務局にメール転送（一部 FAX にて対応）という形にてお知らせをしており、この事務局には新潟市ハイヤータクシー協会も入っています。

貴殿ご指摘の 2 案件のパブリックコメント募集についても、従前の手法にて上記関係者にお知らせしています。

※以下、転送日時

案件番号 155140938・・・平成 26 年 12 月 24 日 10:43 メール転送

案件番号 155140940・・・平成 27 年 1 月 5 日 9:52 メール転送

貴殿からのお尋ねに対する回答としては、先に述べたように、「内容に関わらず」パブコメ募集については上記関係者にメール転送等によるお知らせとした対応を取っており、この 2 案件も他のパブコメ募集と同様に対応したため、当協会から会員各位への直接の知らせはなかった、という回答となります。

以上、宜しくお願いいたします。



平成 27 年 2 月 10 日

新潟県ハイヤー・タクシー協会  
土屋 歳三 会長 殿

新潟市中央区神道寺南一丁目 2 番 18 号  
日の出交通株式会社  
代表取締役社長 都 築 雅 夫



再度お問い合わせについて

ご回答、有難う御座いました。  
確かに「協会運営方法について(回答)」の表題の文書を受領致しました。  
文書を拝読させていただきましたが下記部分につきまして再度、お問い合わせをさせて  
いただきたくお願い申し上げます。

記

1. 事件番号 155140938 について

- ① 「平成 26 年 12 月 24 日 10:43 メール転送」、と県協会から市協会に通知をされた  
とあります。
- 1) 全タク連からの FAX 等の写しを頂きたいです。
  - 2) 公示日が平成 26 年 12 月 22 日なのに何故 24 日なのでしょう

2. 事件番号 155140940 について

- ① 「平成 27 年 1 月 5 日 9:52 メール転送」、と県協会から市協会に通知をされたとあ  
ります。
- 1) 全タク連からの FAX 等の写しを頂きたいです。
  - 2) 公示日が平成 26 年 12 月 26 日なのに何故、平成 27 年 1 月 5 日な  
のでしょうか

3. これらのパブコメは交通圏における「適正と考えられる車両数」の計算方法等を改定  
するものと考えます。タクシー事業者にとっては最大重要死活事項です。

直接、会員各位に対して協会費の徴収を行っている県協会が、このような重要事項に  
関して「内容に係らず」「・・・会員各位への直接の知らせはなかった・・・」とあり  
ます。

内容の重要性を考慮すれば「従前の手法」に囚われず、何故、確実に会員に通達され  
たのかの確認を取らなかったのでしょうか

以 上



平成 27 年 2 月 27 日

日の出交通株式会社

代表取締役社長 都築 雅夫 殿

新潟県ハイヤー・タクシー協会

土屋 蔵



再度のお問い合わせについて(回答)

平成 27 年 2 月 10 日付け日の出交通株式会社代表取締役都築雅夫様より、新潟県ハイヤー・タクシー協会会長土屋蔵三あて照会のあった「再度お問い合わせについて」について次のとおり回答します。

1. 案件番号 155140938 ①1)
2. 案件番号 155140940 ①1) について・・・別紙参照のこと

1. 案件番号 155140938 ①2)
2. 案件番号 155140940 ①2) について

案件番号 155140938 については、平成 26 年 12 月 22 日午後 02:25 に全タク連からメールでのお知らせがありましたが、22 日の午後は会議等により忙殺されメール開封作業が出来ず、次の 23 日は祝日だったため、同月 24 日午前 10:43 にメール転送作業を行ったものです。

案件番号 155140940 については、全タク連からのメールは平成 26 年 12 月 26 日午後 05:39 と既に勤務時間が終了しており、翌日 27 日(土)から平成 27 年 1 月 4 日(日)までの年末年始の休暇期間と重なっておりましたので、メールの開封作業を行ったのは休暇明けの 1 月 5 日となり、同日の午前 09:52 のメール転送作業となりました。


3. について

通常は、各地区協会にメールを転送し地区協会を通じて対応をしていただいております。今までそれで支障もなく、この度もそれ以上の指示はしておりません。

貴殿ご指摘については、協会員からの貴重なご意見として今後の協会運営に活かしていきたいと思っております。

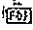
「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」の一部改正案に関するパブリックコメントの募集について

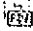
差出人：全国ハイヤー・タクシー連合会 < [REDACTED] > 2014年12月22日, 月, 午後 02:25

件名：「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」の一部改正案に関するパブリックコメントの募集について  2個の添付ファイル

宛先：>

担当：業務部

 「準特定地域における監督上必要となる措置等の実施について」の一部改正案パブリックコメントの募集について.pdf  
33 KB

 別添.pdf  
148 KB

事務連絡  
平成26年12月22日

専務理事各位

一般社団法人  
全国ハイヤー・タクシー連合会  
理事長 神谷俊広

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」の一部改正案に関するパブリックコメントの募集について

標記について、国土交通省は、別添のとおりパブリックコメントの募集を開始しましたので、お知らせいたします。

本件について、各都道府県協会においてご意見がある場合は、直接、同省自動車局旅客課パブリックコメント担当に対して所定の様式で提出いただき、その写しを一通全タク連宛ご送付いただきますようお願いいたします。

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」の一部改正案に関するパブリックコメントの募集について

平成26年12月  
＜問い合わせ先＞  
自動車局旅客課  
(41-242)

今般、国土交通省では、別紙のとおり、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」を改正することを予定しております。

つきましては、広く国民の皆様からこの案に対するご意見を以下の要領で募集いたします。皆様からいただいたご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、最終的な決定を行う際の参考資料とさせていただきます。

なお、いただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめその旨をご了承願います。

#### 意見公募要領

1. 意見募集対象  
「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」の一部改正案について
2. 意見募集期間  
平成26年12月22日（月）～平成27年1月20日（火）（必着）
3. 意見送付方法  
別添の意見提出様式に、氏名、住所、所属（会社名又は所属団体名）、電話番号、電子メールアドレスをご記入の上（又は同等の記載事項を記載したものにより）、以下のいずれかの方法で送付して下さい。
  - (1) 郵送の場合  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
国土交通省自動車局旅客課 パブリックコメント担当 あて
  - (2) 電子メールの場合（テキスト形式でお願いいたします。）  
電子メールアドレス：ryokaku@mlit.go.jp  
国土交通省自動車局旅客課 パブリックコメント担当 あて  
※電子メールの件名を「「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」の一部改正案に関するパブリックコメント」として下さい。
  - (3) FAXの場合  
FAX番号：03-5253-1636  
国土交通省自動車局旅客課 パブリックコメント担当 あて
4. 留意事項
  - ・ ご意見を正確に把握するため、電話等によるご意見はご遠慮願います。
  - ・ いただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめその旨をご了承願います。
  - ・ いただいたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをあらかじめご了承下さい。（匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）

(別添：意見提出様式)

国土交通省自動車局旅客課  
パブリックコメント担当 あて

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」の一部改正案に関するパブリックコメント

(フリガナ) 氏 名	
住 所	
所 属	
電 話 番 号	
電子メールアドレス	
意 見	(対象部分)  (ご意見)  (理由)



平成26年12月

自動車局旅客課

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」の一部改正案について

1. 改正の背景

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）の施行に伴い、国土交通大臣が準特定地域として指定した地域においては、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」に基づき、毎年「需給状況の判断」を実施することとしている。この「需給状況の判断」をするに当たっては、従来、各地域における「輸送需要量」について直近1年間の輸送実績を基に算定していたが、直近5年間における輸送動向から「輸送需要量」の算定を行うことにより需給状況に関する数値の精度を一層高めるため、所要の改正を行うものです。

2. 改正の概要

準特定地域における「需給状況の判断」を実施する際の「輸送需要量」を算定する輸送実績について、直近5年間の数値を用いることとする。

3. スケジュール

公布日：平成27年1月下旬（予定）

施行日：平成27年1月下旬（予定）



---

特定地域の指定基準案に係る意見募集について

---

差出人：全国ハイヤー・タクシー連合会 <[Redacted]>

2014年12月26日, 金, 午後 05:39

件名：特定地域の指定基準案に係る意見募集について

📎 1個の添付ファイル

宛先：>

担当：業務部

---

📎 特定地域の指定基準案に係る意見募集について.pdf  
182 KB

---

事務連絡  
平成26年12月26日

専務理事各位

一般社団法人  
全国ハイヤー・タクシー連合会  
理事長 神谷俊広

特定地域の指定基準案に係る意見募集について

標記について、国土交通省は、別添のとおりパブリックコメントの募集を開始しましたので、お知らせいたします。

本件について、全タク連では意見提出を予定しておりますが、各都道府県協会においてご意見がある場合は、直接、同省自動車局旅客課パブリックコメント担当に対して所定の様式で提出いただき、その写しを一通全タク連宛ご送付いただきますようお願いいたします。

特定地域の指定基準案に係る意見募集について

平成26年12月  
＜問い合わせ先＞  
自動車局旅客課  
(41-242、41-243)

今般、国土交通省では、別紙のとおり、特定地域の指定基準を策定することを予定しております。

つきましては、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、以下の要領のとおり本件に対する意見を募集いたします。皆様から頂いたご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、いただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめその旨をご了承願います。

意見公募要領

1. 意見募集対象  
特定地域の指定基準案について（別紙参照）
2. 意見募集期間  
平成26年12月26日（金）～平成27年1月25日（日）（必着）
3. 意見送付方法  
別添の意見提出様式に、氏名、住所、所属（会社名又は所属団体名）、電話番号、電子メールアドレスをご記入の上（又は同等の記載事項を記載したものにより）、以下のいずれかの方法で送付して下さい。  
(1) 郵送の場合  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
国土交通省自動車局旅客課 パブリックコメント担当 あて  
(2) 電子メールの場合（テキスト形式でお願いいたします。）  
電子メールアドレス：ryokaku@mlit.go.jp  
国土交通省自動車局旅客課 パブリックコメント担当 あて  
※電子メールの件名を「特定地域の指定基準案」に関するパブリックコメントとして下さい。  
(3) FAXの場合  
FAX番号：03-5253-1636  
国土交通省自動車局旅客課 パブリックコメント担当 あて
4. 留意事項
  - ・ ご意見を正確に把握するため、電話等によるご意見はご遠慮願います。
  - ・ いただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめその旨をご了承願います。
  - ・ いただいたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをあらかじめご了承下さい。（匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）

## 特定地域の指定基準案について

### I. 背景

本年1月に施行した特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）に基づき、特定地域の指定基準を制定するものです。

### II. 概要

#### 1. 特定地域の指定

国土交通大臣は、適正車両数の上限値を上回っている準特定地域のうち、次の（1）から（6）のいずれにも該当する営業区域を特定地域として指定するものとする。ただし、日車営業が平成13年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとする。

（1）実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。

（2）次の①又は②のいずれかに該当すること。

① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合（以下「赤字事業者車両数シェア」という。）が1/2以上であること。

② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。

（3）人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

（4）総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

（5）次の①から③のいずれかに該当すること。

① 日車営業又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

（6）準特定地域における協議会の同意があること。

## 2. 指定期間等

1. の指定は、原則として毎年1月1日を目途に3年を超えない範囲で期間を定めて指定するものとし、指定の延長は原則として1回に限って行うことができるものとする。ただし、指定期間中であっても、1. (1) から (6) に掲げる基準に該当しなくなった場合、国土交通大臣は指定の解除を行うものとする。

また、指定を解除する営業区域又は指定の延長を行わない営業区域にあっては、準特定地域として指定するものとする。

なお、当該指定及び指定の解除は告示により行う。

## 3. その他

平成25年度の各種指標に基づく特定地域の指定は、2. に定める期日にかかわらず、指定するものとする。

## Ⅲ. 今後のスケジュール

制 定：平成27年1月（予定）

施 行：平成27年1月（予定）

(別添：意見提出様式)

国土交通省自動車局旅客課  
パブリックコメント担当 あて

「特定地域の指定基準案」に関するパブリックコメント

(フリガナ) 氏 名	
住 所	
所 属	
電 話 番 号	
電子メールアドレス	
意 見	(対象部分)  (ご意見)  (理由)



平成 27 年 3 月 4 日

新潟県ハイヤー・タクシー協会  
土屋 蔵 三 会長 殿

新潟市中央区神道寺南一丁目 2 番 18 号  
日の出交通株式会社  
代表取締役社長 都 築 雅 夫



平成 27 年 2 月 27 日付発送の貴協会の回答について

回答文を拝読させていただきました。  
また、丁寧なご回答、有難う御座いました。

しかし、依然不明な箇所がございましたので下記事項についてお教え下さい。

記

1. 事件番号 155140938 について

- 1) 全タク連よりのメールの添付ファイルの中に「平成 26 年 12 月、自動車局旅客課、  
「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督  
上必要となる措置等の実施についての一部改正案について」」があります。2.に改  
正の概要が記載されていますが、貴協会では実際の本文案内内容を、いつ確認され  
たのでしょうか？
- 2) また、その本文案内内容については、ご理解されていると存じますが協会会員に対  
していつ周知されたのでしょうか？

以 上





平成 27 年 3 月 20 日

日の出交通株式会社

代表取締役社長 都築 雅夫 殿

新潟県ハイヤー・タクシー協会  
土屋 歳三



お問い合わせについて(回答)

平成 27 年 3 月 4 日付け文書「平成 27 年 2 月 27 日付発送の貴協会の回答について」について次の通り回答します。

1. 1) 「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」(平成 27 年 1 月 22 日一部改正) は平成 27 年 1 月 23 日に全タク連より送られてきたメールにて、内容を確認しました。

2) 全タク連からのメールを確認し、同日中にメールの転送という形で各地区協会長及び事務局にお知らせしています。



平成 27 年 3 月 24 日

新潟県ハイヤー・タクシー協会  
土屋 蔵 三 会長 殿

新潟市中央区神道寺南一丁目 2 番 18 号  
日の出交通株式会社  
代表取締役社長 都 築 雅 夫



平成 27 年 3 月 20 日付発送の貴協会の回答について

回答文を拝読させていただきました。  
また、丁寧なご回答、有難う御座いました。

しかし、依然不明な箇所がございましたので下記事項についてお教え下さい。

#### 記

##### 1. 事件番号 155140938 について

1) 全タク連よりのメールは、平成 27 年 2 月 27 日付貴協会回答では平成 26 年 12 月 22 日午後 02:25 にあったということでした。そして、実際に各地区協会長及び事務局に転送したのは同年同月 24 日午前 10:43 ということでした。

今回の回答では本文内容を確認したのは平成 27 年 1 月 23 日に全タク連からのメールで確認し同日各地区協会長及び事務局に転送されたということです。

2) これでは、パブリックコメントの締切日であった平成 27 年 1 月 20 日には、間に合いません。

貴協会は協会会員に対して「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施についての一部改正案について」(公示第 77 号)の本文内容も調査確認せず、只単に各地区協会長及び事務局に転送されたということで宜しいのでしょうか?

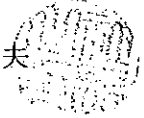
以 上



平成 27 年 4 月 8 日

新潟県ハイヤー・タクシー協会  
土屋 蔵 三 会 長 殿

新潟市中央区神道寺南一丁目 2 番 18 号  
日の出交通株式会社  
代表取締役社長 都 築 雅 夫



平成 27 年 3 月 24 日付発送のご質問について

依然、平成 27 年 3 月 24 日付発送の質問書のご回答がありません。  
お忙しいでしょうが宜しくお願い致します。

以 上

平成 27 年 4 月 14 日

日の出交通株式会社

代表取締役社長 都築 雅夫 殿

新潟県ハイヤー・タクシー  
会 長 土屋 蔵三



平成 27 年 3 月 4 日付け文書への再回答について

貴殿からの平成 27 年 3 月 4 日付けの質問は、事案番号 155140938 の改正後の協会の対応を聞いているものだと判断し、3 月 20 日付けの回答となりました。その後の 3 月 24 日付けの文書を拝見し、パブコメ募集に関する質問だと理解したところです。

平成 27 年 3 月 4 日付け貴殿からの文書に「実際の本文案内内容を、いつ確認されたのでしょうか？」とありますが、改正案の全文が記された文書が存在し、それを入手し確認したのか、ということでしょうか？

インターネット上のパブリックコメント募集のお知らせには、貴殿にも送付したように自動車局旅客課作成の概要のみで、改正案等の添付はありません。また、運輸当局からもパブコメに対して文書等でのお知らせもなく、パブコメ募集画面への掲載がその時点での全ての情報として理解をしています。

従って、先にも説明した通り、自動車局旅客課作成の概要が添付されたパブコメ募集のメールを関係各位に転送する、とした周知を行いました。

当協会の各種情報周知の手法について、疑問を持っておられることは 1 月 30 日に始まる貴殿からの文書から承知をしており、2 月 27 日付け当協会からの文書末尾には今後の協会運営に活かしたい旨記載もしています。

会員通報や FAX 送信、またメール、ホームページの活用など、より速やかに会員各位への情報伝達ができるよう検討をしているところであり、是非ともご理解をいただきたくお願い申し上げます。